

○岩手県警察条件付採用職員正式採用審査委員会の設置及び運営に関する訓令

(平成23年11月16日警察本部訓令第12号)

[沿革] 平成28年12月警察本部訓令第22号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察条件付採用職員正式採用審査委員会の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察条件付採用職員正式採用審査委員会の設置及び運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察において、条件付採用期間中の職員（以下「条件付採用職員」という。）について能力及び適性の多角的判定などの観点から正式採用の適否を審査する、岩手県警察条件付採用職員正式採用審査委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部に委員会を置く。

(任務)

第3条 委員会は、条件付採用職員について、正式採用の適否を審査するものとする。

(構成)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員は、首席監察官、警務部警務課長及び警務部警務課人事調査官をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、条件付採用期間終了日の30日前までに開催するものとする。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は所属長から申立てを受けたときに開催するものとする。

4 委員長は、必要により委員以外の職員に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 委員長は、審査を行う場合であって委員会を開催する必要がないと認めるときは、回議して委員会の審査に代えることができる。

6 委員長及び委員は、自己、配偶者又は親族に係る事案の審査に関与することができない。

7 委員長及び委員は、審査に付される事案について、その審査に当たることが適当でないと認めるときは、その理由を明らかにして回避の申出をすることができる。

(審査)

第7条 委員会は、条件付採用職員について、岩手県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年岩手県警察本部訓令第22号。以下「人事評価訓令」という。）第15条の人事評価記録書その他の資料により、次に掲げる場合に該当するかどうか審査する。

(1) 人事評価訓令に定める特別評価の全体評語がEの評価であると認められる場合

(2) 勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、客観的事実に基づいて、その官職に必要な適格性を欠くと認められる場合

2 委員会は、条件付採用職員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その原因、程度及び社会的影響、当該条件付採用職員の性行、指導監督の状況等を総合的に勘案し、正式採用の適否を審査する。

3 委員長は、前2項の審査の結果を本部長に報告するものとする。

(所属長の申立て)

第8条 所属長は、所属の条件付採用職員が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、正式採用審査申立書（様式）にその事実を証明し、又は認定するに足りる資料を添えて委員長に申し立てるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成23年11月16日から施行する。

附 則（平成28年12月16日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

様式 （省略）